

よろしく御審議を賜り、当委員会報告のとおり御決定くださるようお願ひ申し上げまして審査報告とさせていただきます。

○議長(末次性男君) 以上で委員長長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二十六号については、委員会報告どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十六号は、委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 暫時休憩いたします。

午後一時五十五分 休憩

午後三時三十五分 開議

○議長(末次性男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告事項がありますので、事務局長として報告いたします。

(森田議事事務局長報告)

一、請願書の受理について(別添参照)

○議長(末次性男君) 以上で報告は終わりました。

○議長(末次性男君) ただいま報告されました請願書の取り扱いについては

議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 小林菊三君登壇)

○議会運営委員長(小林菊三君) 御指名をいただきましたので、先ほど開催いたしました議会運営委員会の結果について報告いたします。

審議は、ただいま局長が報告した請願書の取り扱いについて協議したものでございますが、本件は今日の日程に追加しお願ひすることといたしました。なお、取り扱いについては別紙付託表のとおり建設委員会に付託することといたしました。

以上のとおり報告いたします。

○議長(末次性男君) 以上で委員長長の報告は終りました。お諮りいたします。

新たに提出された請願書と今日の日程に追加したいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よつて新たに提出された請願書は、今日の日程に追加することに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第十七議案第二十七号昭和五十七年度福生市受託水道事業会計予算と議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願ひます。

(建設委員長 高水惣八君登壇)

○建設委員長(高水惣八君) 御指名がございましたので、議案第二十セ号につきまして、審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

昭和五十七年度の受託水道事業会計は前年度比約一%増の五億六千八百七十六万円の予算総額で、水道事務所長より本案の内容説明があった後、質疑に入り、まず、業務費中、銀行への手数料及び通信運搬費はどのくらいになつてゐるのか。また、集金の委託、消火器の設置について質疑があり、これに対しまして、料金の口座振り込みに関係して銀行への通信費及び手数料として約四百九十九万を計上したが、手数料としては二カ月に一回の平均が九千六百八十件で、一件当

たりの五円、はかき代四十円、合計四十五円。

それから、集金件数は平均六千四百三十件で一件当たり平均九十三円となっている。今後とも銀行振込みにしていただきたいと思う。

消火栓については十カ所分を予定し、場所は熊川南地区、都立能川保育園周辺、新築した市営住宅周辺、すみれ保育園周辺、加美平住宅の段上、第四小学校の裏、それに都立保健所周辺、一中上の国道付近、そのほかは今後担当と調整をして設置していきたいと思う。

このような答弁があり、本案についてお諮りいたしましたところ、原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議を賜り、当委員会報告のとおり御決定くださるようお願い申し上げます。審査報告といたします。

議長(末次性男君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) 以上で質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第二十七号については、委員会報告どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十七号は、委員会審査報告のとおり可決いたしました。

議長(末次性男君) 日程第十八議案第二十八号市道路線の認定についてを議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 高水惣八君登壇)
建設委員長(高水惣八君) 御指名がございましたので、議案第二十八号につきまして、審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。
(議案審査報告書) 別添参照

本年末の審議に先立ち、本路線の現地をつぶさに踏査いたしましたから
審査に入ったわけですが、今回の認定しようとする路線は第二中学校付
近の青梅線西側に位置している延長百二十四メートル、幅員平均四
メートルの道路を新たに市道として認定しようとするもので、委員より
市道の総延長、舗装率について質疑があり、これに対して、五十六
年度末において延長が十二万三千三百八十・五四メートル、路線数にし
て六百七十六本、このうち舗装済みが十一万一千四百八十四・二〇メートル、
路線数にしては四百六十八本、舗装率は九五・五六％と予想して
いる。

このような答弁があり、また、委員より、幅員の狭い道路等中心に
し字溝があるのは効果的であり、いいアイデアであるので今後生かしてい
てほしいとの意見もあり、本年末についてお諮りいたしましたところ、原案ど
おり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議を賜り、当委員会報告のとおり御決定くださる
ようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長(末次性男君) 以上で委員長長の審査報告は終わりました。
これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終ります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二十八号については、委員会報
告どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十八
号は、委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第十九陳情第六号所得税、住民税の
減税に関する陳情書を議題といたします。

本件については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員
員長から報告を願います。

(総務委員長 石川慶一郎君登壇)

○総務委員長(石川慶一郎君) 御指名がありましたので、ただいま議題
となっております陳情第六号につきまして、御報告を申し上げます。

本陳情書については、昨年の九月の定例会におきまして当委員会に
付託され、その後六回に及び審査を重ねてまいりましたわけですが、
その審査の経過及び結果につきまして、簡単に御報告をさせていただきます
きます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略をさせていただきます
きます。

(陳情審査報告書) 別添参照

まず第一回目の九月十六日の委員会においては、委員から、この陳情書
に言うところの所得税、住民税の課税最低限が生活保護法の給付
金額を下回っているというけれども、現状は一体どうなのかというふうな発言

がございました。その説明によりますと、昭和五十六年度においては標準

世帯の四人家族で生活保護給付額は百六十二万三千元となり、課税
最低限は所得税で二百一万五千元、市民税におきましては百七十五万七
千円ということになり、陳情書とは違って上回っているということでありま

した。また、委員から、今後の近隣の状況等見きわめるための継続に願
いたい旨の発言がございました。本件につきましては継続して審査をすること
に決定した次第でございます。

次に、十一月の十五日に二回目の審査を行ったわけですが、近隣の
状況としては、檜原村を除き西多摩全域に出されており、瑞穂町が不
採択と決定したほかは継続審査中であるということ。また、委員から
は住民税、所得税等、生活保護の給付とは切り離して考えるべきで
あるとの意見もあり、本件はさらに継続をしたような次第でございます。
続きまして、十二月の十六日の委員会におきまして、近隣の状況としては
新たに日の出町が陳情の趣旨が現状に一致しない等の理由から不採択
となった。また、奥多摩町では審議未了、そのほかは継続中という

ことから、当委員会も慎重に対処するたのに継続と決定をいたしました。次に、ことしの一月の二十二日においてでありますけれども、近隣の状況も変化はないということであり、さらに慎重に審査をするということで継続審査と決定をいたしました次第でございます。

続いて二月十五日におきまして、近隣の状況としては不採択としたところは瑞穂町、日の出町。審議未了が奥多摩町、そのほかは継続審査であるということであり、本件につきましてはさらに引き続き審査することとし、継続を決定した次第でございます。

また、三月の十七日の委員会におきましてでありますけれども、他市町の状況としては不採択となったのが羽村町、五日市町、瑞穂町、日の出町の四町。陳情の趣旨を採択したのは青梅市、秋川市。審議未了が奥多摩町という状況が報告され、委員から、本陳情書は不採択とすべしとの意見、あるいはまた、陳情内容に多少の問題はあるけれども、当然の趣旨であるから採択すべきだといったような意見等があったわけでございます。

最終的には本陳情書につきましては起立によって採決をいたしましたところ、採択するということ委員が少数ということで、陳情第六号は不採択と決定したような次第でございます。

よろしく御審議の上、委員会報告のとおり御決定くださいますようをお願いを申し上げます。簡単でございますけれども、審査報告とさせていただきます。

○議長(末次性男君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終了いたします。

陳情第六号に対する委員会の報告は不採択と決定であります。これより起立により採決いたします。

お諮りいたします。

陳情第六号は採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

○議長(末次性男君) 起立少数であります。 ようて陳情第六号は、委員会審査報告のとおり不採択と決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第二十請願第二号保育料の値上げ反対に
関する請願書を議題といたします。

本件については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 指田保雄君登壇)

○厚生委員長(指田保雄君) 御指名でございますので、請願第二号保育料の値上げ反対に関する請願書に対する当委員会の審査概要について御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。
(請願審査報告書) 別添参照

本請願は保育料の値上げをしないこと、同一家庭の第二子以降の保育料を全階層減額されたいという二項目を主とする内容であ

りまして、審査直におきましては、委員より、紹介議員に対して請願趣
旨を詳しく説明願いたいとの発言がありました。

紹介議員からは、国の所得税減税の据え置きによる保育料の
自然アップがあること、保育料は公共料金の一部であるとの見解、

また第二子以降の減額の件等について発言がなされました。

その後、委員より本請願は一般会計当初予算との絡みもあり、
もし採択するとなれば予算の組みかえが必要となることから慎重に検
討する必要があるので継続とされたいとの発言があり、これに対し、保
育料は昭和五十一年の改定以来据え置かれており、その間の物価上
昇もある、受益者負担の原則に立つならば値上げはやむを得ないので
本件は不採択とされたいとの発言があったわけであります。

委員会としては、このように継続と結論づけるべしとの二つの意見が出
されましたので、継続について諮りましたところ、賛成少数でありましたの
で結論をつけることとなり、さらに慎重に審査をいたしました。最終
的に本請願については、当委員会として起立により採決いたしましたこと

る、起立少数で不採択と決定した次第であります。

よろしく御審議を賜り、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。報告いたします。

○議長(末次性男君)

以上で委員長長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

○十番(遠藤洋一君)

いまの委員長報告の中で一人継続か、もしくは決着をつけるかということ、採決の結果、継続ではなくて決着をつけるべきということになったというふうに聞いております。その後、慎重に審議をさらにいたしまして、その内容をぜひお聞かせ願いたいというふうに思っております。

○厚生委員長(指田保雄君)

内容ですが、たとえば、これは関委員の発言ですが、要するに予算絡みであり、予算の根本を修正しない限りにつきもさうもいえない。その修正をせずにこれだけ決めていくということは矛盾する行為ではないか。よって二十六日の報告すけを待つのが至当ではないかと思うものである。

これは起立によって採決をする前のことですが、そういう意見が出された後に——資料をいま搜しますから——私が、皆さんが言った

以外のことを言うわけにはいきませんで、(委員長、やつくりやれ、やつくりとやぶ音あり)これは、ある委員からのことですが、これは審査の中で採

択をしてくださいという音見でござりますが、第二子以降のことが言われたが、同一家庭第二子以降の内容も各家庭の子供の数は多くないし、全階層減額してくれということは一〇〇%減らしてくれということではないので、この辺をぜひ一般質問もしたので趣旨を理解願いたいと、こういうことで採択をしていたのだという、これは発言でござります。

それから、ある委員からは、先ほど発言したとおり昭和五十一年に引き上げの改定をして五年間の据え置きもあったし、この際、値上げもやむを得ないと考えているので、本日結論づけた方がいと思う。これは不採択の意見でござります。そんなところでござります。

○十番(遠藤洋一君) いまの二つの意見を紹介していただいたわけですから、それだけさっきの話ですと慎重に審議が行われ、あったというふう

に聞いておりますけれども、二つだけ伺ったわけですから、もう少しほかに意見が出たのであれば幾つぐらい出たのかということをご伺いたいというふうに思っています。それだけでいいです。

○厚生委員長(指田保雄君) そのほかに二、三出ました。休憩中に十分に審議を尽くしたので、再開してからはその程度でございました。(「そのとおり」と呼ぶ者あり)

○十番(遠藤洋一君) わかりました。いまの、よくわからなかったんですが、休憩中に審議を尽くしたというのは、どういうことなのかわからないので、説明していただきたいと思っています。

○厚生委員長(指田保雄君) こういう請願とか陳情の審査の場合に、おいては意見の調整を図るということで、よく委員会を休憩して、その間にお互いに言いたいことを言ってお互いに意見を調整すると、そういう手法がしばしばとられてきました。(「ううだよ」と呼ぶ者あり) それで本件も休憩中にそのようなことを行って、それらは議事録に載っておりますので、遠藤議員のせっかくの質問なんですが、いまさっき御紹介

したようなものしか御紹介できないと、こういうことでございますので、御了解願いたいと思います。(「了解」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。(「委員会を通ればいいんだなんて通るかよ」と呼ぶ者あり)

請願第二号に対する委員会の報告は不採択と決定であります。これより起立により採決いたします。

お諮りいたします。

請願第二号は採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(末次性男君) 起立少数であります。よって請願第二号は、委員会審査報告のとおり不採択と決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第二十一議案第三十二号昭和五十六年度

福生市一般会計補正予算(第八号)を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 生子国利君登壇)

○企画財政部長(生子国利君) 議案第三十二号昭和五十六年度福生市一般会計補正予算(第八号)につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

予算書の内容に入る前に、今回の補正予算の骨子を申し上げます。今回の補正予算は特別交付税の交付額が決定されましたので、財政運営と財政調整上の観点から交付額を都市施設整備基金に積み立てするものであり、また、衛生費におきまして都市負担金の財源充当の変更措置をさせていたどうかとするものが今回の補正と相つたっております。

まず、一ページを開きいただきたいと思ひます。一ページの総則でございしますが、歳入歳出それぞれ二億一千五百八十七万四千円を追加いたしました。百十七億五千九百五十七万一千円と定めようとするものでございします。次に予算書によって説明を申し上げます。

四ページを開きいただきたいと思ひます。まず歳入でございしますが、

地方交付税の関係につきまして、特別地方交付税が二億八千五百八十七万四千円と決定をされ、すでに当初予算で七千万円の予算化をしておりましたので、差し引き残額二億一千五百八十七万四千円を今回追加補正するものであり、地方交付税は総額十四億六千六百九十二万七千円と相なる次第でございします。

次に五ページを開きいただきたいと思ひます。歳出について御説明申し上げます。

衛生費の保健衛生費でございしますが、昭和五十七年度当初予算審議におきまして御指摘を受け、訂正した関係もありますので、この際、五十六年度予算におきましても同様に措置いたしたく衛生費の保健衛生費中予防費に財源充当をしております。狂犬病予防事務費負担金三十四万五千円を保健衛生費の総務費に財源振りかえをしようとするものでございします。

次に諸支出金でございしますが、都市施設整備基金費にありますが、特別交付税二億一千五百八十七万四千円と、予備費より四百十二万六千